

明治期～大正期の秩父地域における絹織物生産発展の一側面

原田洋一郎

I はじめに

絹織物は秩父地域を代表する産物である。江戸時代中期以降にあっては既に、大宮郷(現秩父市)の絹代買商人や絹仲買商らによって盛んに江戸などへ向けて移出された重要な商品であり、「秩父絹」はその堅牢さが江戸の市中で知られていた¹⁾。また、近代以降にあっては、「秩父銘仙」が全国において名声を博した。

これらはともに同じ絹織物ではあるが、前者は白無地の生絹、後者は先染めの柄物である。これらは製織の技術においても不連続であることからわかるように、前者の直線的な発展の上に後者があるのではなかった。江戸時代から明治期へと移る間に、生糸輸出の隆盛の陰となって、秩父地域の絹織物生産は一時衰退の憂き目を見たとされている。

幕末～明治初期の不振は、秩父ばかりでなく、近代以前に成立していた絹織物産地に共通にみられたことであった。明治中期になって、漸く旧来の絹織物産地の復活と新たな産地の勃興がみられるようになった。このことは、一般に、当時の国内の絹織物需要の増加、絹織物輸出の増加を背景としていたといわれるが、各産地の再生への道程は、それぞれの地域の立地条件、他地域との関わり、前の時代における生産、流通のあり方の違いなどによって、それぞれに特徴のあるものであったと考えられる。

本稿では、明治期以降に、秩父地域がどのような過程をたどって、銘仙産地として再生したのかについての手がかりを得るべく、検討を試みる。再生の過程には、新たな技術の受容が不可欠であったが、新たな技術がどのように地域に浸透していったかに、とくに注目した。また、生産、流

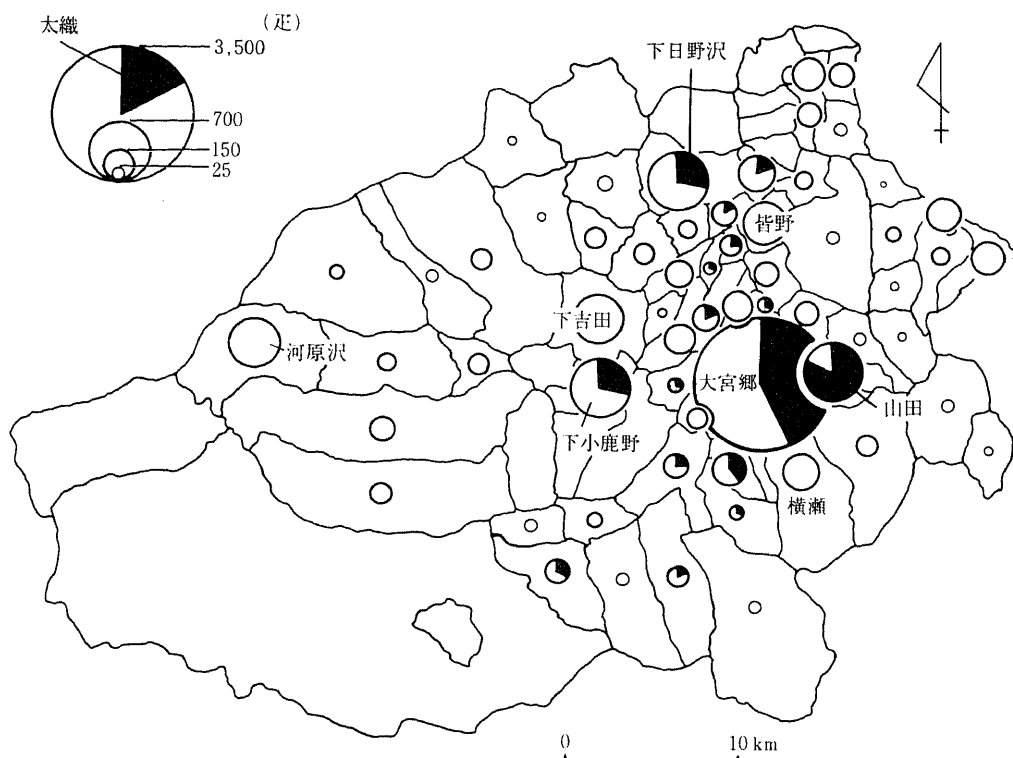
通の構造の変化を過度に図式化してしまうことのないよう、経営者たる「機屋」、主要な労働力たる「女工」などが、それぞれこの秩父地域にあってはどのような存在であったか、できるだけ個別具体的な実態を把握することにも留意した。

II 明治初期～中期の秩父地域における絹織物生産

『武蔵国郡村誌』²⁾の「物産」の項には、郡内諸村から書き上げられた明治初期の物産とその生産高が記載されている。その生産高の数値を全面的に信頼することには躊躇せざるを得ないが、そこから当時の秩父地域における生産の傾向を読みとることは可能であると思われる。『武蔵国郡村誌』に記載された各村の絹織物の生産高を示したのが第1図である。ほとんどの村で絹織物が生産されていたが、河原沢村、下小鹿野村(以上2村現小鹿野町)、下吉田村(現吉田町)、下日野沢村(現皆野町)、大宮郷、山田村(以上2村現秩父市)などの生産高の多さは際だっている。これらはいずれも、上小鹿野村、下吉田村、大宮郷、野上郷といった、江戸時代に絹市が開催されていた村の近隣に位置していた。

これらの絹市では、少なくとも江戸時代中期以降、秩父大宮郷に多く居住していたといわれる絹買商人によって絹が集荷されていたことが知られている。明治3年(1870)の『大宮郷戸籍簿』には、絹商、絹糸商、糸繭商などが多くみられ(第1表)、明治初期にあっても、秩父大宮郷に絹織物に関連する業者が依然多く存在していたことがわかる。

幕末から明治初期にかけては、横浜開港以降の輸出用の生糸生産の増加や政情の混乱のために絹需要が減少したことにより、絹織物の原料糸が不



第1図 明治初期の秩父地域における絹織物生産高
 (『武蔵国郡村誌』より作成)

第1表 明治3年大宮郷の絹織物
 関連業者

業種	人数
糸商	4人
糸繭商	7
絹糸商	3
糸絹商	2
糸繭種商	1
糸繭商	1
絹布商	5
絹太織商	1
紺屋	3
染物屋職	2

(明治3年(1870)武蔵国秩父郡大宮郷戸籍簿により作成)

足し、絹織物生産は不況に陥ったといわれている。特に秩父地域における絹織物は、養蚕から糸繰りまで自家で行った農家の副業として生産されていたために、多くの農家が製糸業に傾倒したことにより、原料のみならず生産者までが減少し、衰退を余儀なくされたとされている³⁾。こうした中であっても、大宮郷の絹商人がこうして多数活動을 続けており、絹市周辺の諸村においても、絹買商人の買い付けへの対応が整っていたことが、明治初期の絹織物生産の傾向からは窺われるのである。

また、荒川沿岸には、太織を生産する村が多くみられたが、大宮郷とその隣村である山田村においては、太織の生産は極めて多かった。太織は、原料糸として屑糸や鬘斗糸といった低品質の糸を用いたという点で、後の銘仙の先駆ともいえるものであった。後に山田地区が、秩父織物の中心的

な生産地のひとつなることを考えると、この時期にすでに太織の生産が多かったことは注目に値する。また、先にもみたように、大宮郷には絹織商人が多く在ったことを考えると、太織への志向は、彼らによって積極的に進められたものではないかと推測される。

江戸時代の秩父地域の農村は、耕地に恵まれておらず、養蚕や山林資源の利用といった、さまざまな生業を組み合わせることで生計を成り立たせてきた。大都市江戸への近接性のよさと江戸商人の活発な活動が、秩父地域の農民を商品生産へと向かわせた⁴⁾。山田村は、秩父地域にあっては、平地が多く比較的耕地に恵まれているものの、農業生産のみで生計を立てていくには十分とはいえなかった。隣村の栃谷村の明治3年「戸籍簿」をみると、ほとんどの農民が「小商」をはじめ、さまざまな業種を組み合わせていることが知られる。秩父地域で古くから行われてきたといわれる養蚕業からは、繭、生糸、絹織物とさまざまな段階において商品となる生産物が得られた。大宮郷を隣に控えた山田村において織物の生産が選ばれる余地は大きかったであろう。

さて、秩父地域の絹織物業は明治中期になって、再び盛んになったといわれる。「埼玉県秩父絹白木綿織物業資料」(以下「織物業資料」と称する)⁵⁾によれば、「維新後二至リテハ原料糸ハ玉糸ヲ用ヒ漸次細キヲ好ミ、平ト称スル麻交織ハ全ク跡ヲ絶ツニ至リ、綿織物ノ製織ニ遷レリ、而シテ漸次製織物ノ種類ヲ増シ(明治;筆者註)二十二年頃ヨリ緋物ヲ産出シ、又夜具地、布団地等ヲ製織スルモノ生シ…」とある。また、『秩父織物工業組合史』には、明治17～18年頃から全国的に秩父銘仙の需要が復活したという記述がある⁶⁾。

明治17年(1884)の「山田村連合戸長役場営業雑種税取立帳」⁷⁾には、後の有力な織物工場の創業者の名前が3名確認できる。強谷工場の創業者は、「商業税」を1期2期合計7円納めていた。浅見工場の創業者も計7円、大島工場の創業者は計4円の「商業税」を納めていたことが知られる。7円の商業税を納める業者は、商金高300円以上500

円未満の15等に属した。4円の業者は、商金高100円以上300円未満の16等であった。「営業税取立帳」には、取り扱われた品目までは記載されていないが、それらが絹織物、あるいは糸繭であったことは十分に考えうる。

隣村の横瀬村(現横瀬町)をみても、浅万工場の創業者は、織物業を始める以前に繭の売買をしていたといい、坂善工場の前身は、江戸時代には絹の江戸小売りを行って財をなした者であったという⁸⁾。

また、この他に後の資料⁹⁾に織物業者として、名前のみられる小規模な織物製造業者が1名ここにも名前を載せているのが確認できた。この人物は、計1円50銭の「商業税」と1円の「職工税」¹⁰⁾を納めていた。「職工税」の項目は、明治17年度「埼玉県統計書」の「地方税の税率」欄には記載されていないが、「工業税」の最も低い等級の17等でも年税額が1円50銭である。17等工業税の納税者は、「製造金高」100円未満、または「雇工者」とされていることから、1円の営業税は製造業者としては最も零細な部類に属していることを示している。「商業税」の額からみても、年額1円50銭の17等よりさらに低く、商業者としても極めて零細な部類であったと推測される。

これらの他にも、山田村に「染物屋税」の納入者が3名あった。税額はそれぞれ20銭、1円60銭、2円80銭であった。糸染めか布染めか明らかではないが、いずれにしても、使用する染料の瓶が20本未満の7等と、染色業の中でも最も小規模な業者であった。

Ⅲ 銘仙産地としての秩父地域の発展とその基盤

1) 明治後期～大正期の織物業の推移

明治30年代初めは、秩父地域の織物業にとって画期的な時期であった。明治28年(1895)には、秩父郡内の織物業者を統括する組織として、埼玉県秩父絹織物組合が設立された。これは、明治33年(1900)には、同年に発布された重要物産同業組合

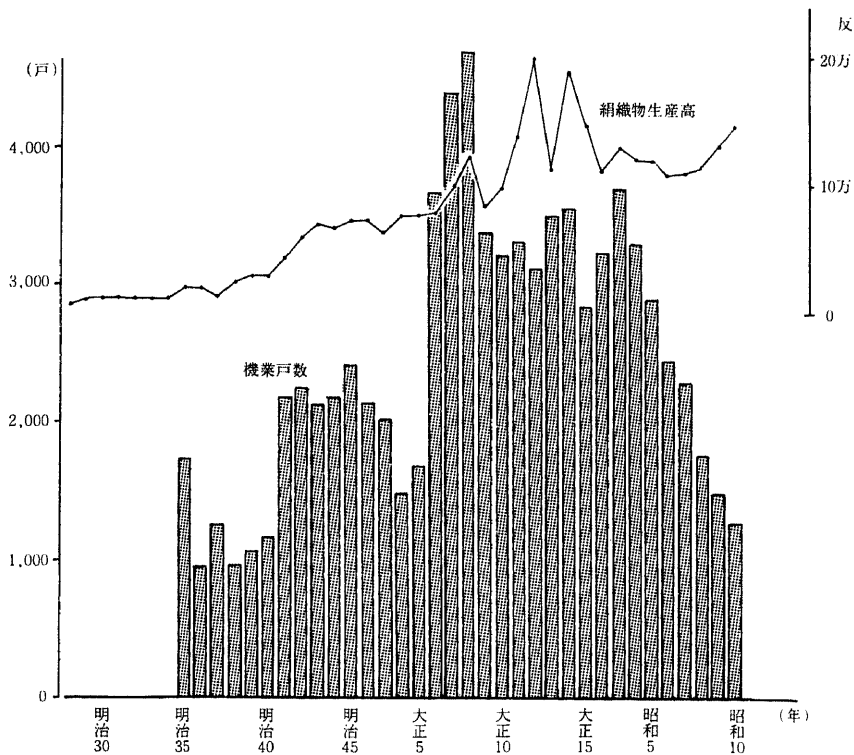
法に基づく、秩父織物同業組合へと改組された。

こうした動きは、全国的な絹織物市場において秩父地域が絹織物産地として他地域に伍していくためには、より付加価値の高い製品を供給すること必要があるという認識の現れであった。「埼玉県秩父絹織物組合同規約」には、この組合の目的として、「地方固有ノ秩父縞及生絹ノ粗製濫造ヲ矯正シ練染及織方ヲ改良シ販路ヲ内外ニ拡張シ組合一般ノ福利ヲ増進スル」ことが掲げられており、原料糸や染料の品質、製品の検査について細かく規定が設けられている¹¹⁾。価値の高い製品を市場に供給するためには、製織、染色等の技術の洗練と普及、原料糸や製品の品質管理などを組織的に行うことが不可欠であるということが認識され

ていたのであった。

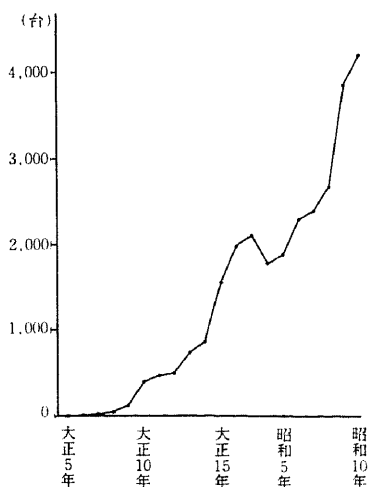
明治28年(1895)から昭和10年(1935)までの秩父郡の機業戸数と絹織物生産高の推移から、織物同業組合設立後の秩父地域における織物業の盛衰の概要をみよう(第2図)。資料は明治33年以後については各年次の「埼玉県統計」によったが、明治28～32年の生産高については、同業組合発起許可申請に際する明治33年6月付の調査資料に記載された数値を用いた¹²⁾。機業戸数については、明治34年までの数値に関しては信頼性に疑問があると考えたので、明治35年以後の数値を示した¹³⁾。

さて、第2図によれば、明治28年以降36年までは、生産高は堅調に増加した。明治37年(1904)頃には機業戸数、生産高ともに落ち込んでいるが、



これは日露戦争の影響によると思われる。この年には、軍事費用の捻出のために毛織物消費税¹⁴⁾が創設されたが、翌38年には毛織物以外の織物にも消費税が課されたこともあって、全国的に絹織物生産は減少したといわれる。明治41年(1908)には機業戸数、生産高の飛躍的な増加がみられるが、大正2年(1913)から大正4年頃の不況で機業戸数は減少した。次に著しい伸びがみられるのは、大正6年～8年頃の第一次世界大戦の大戦景気の時期である。大战景気の反動不況の時期には、機業戸数、生産高ともに減少したが、その後は、生産高が増加した年次にも機業戸数は減少するという現象がみられた。これは力織機化の進行によるものであると考えられる。力織機の本格的な普及は、秩父地域では昭和期に入ってからであったが、大正中期から力織機の増加傾向は始まっている(第3図)。

このように、明治後期から昭和初期までの間を通じて、大きな発展の時期が2度あった。もっとも、大正6～8年の発展は、多分に大战景気に後押しされて実現したといえるのに対して、明治41年頃の発展は、全国的にはむしろ不況といわれる中で達成されたものであるという点に違いがみら



第3図 秩父郡における力織機台数の変化(大正5年～昭和10年)
(「埼玉県統計書」より作成)

れる。これは、明治30年代初頭以来の一連の変革が、この頃に実を結び始めたことを意味しているといえよう。

この間の変革としては、まず、先にみたような織物同業組合の成立があった。技術面の変革の動きはさらに以前からみられた。たとえば、明治20年代初頭には桐生町(現群馬県桐生市)に赴いて綿織物の技術を学んだ横瀬村の織物業者によって、そこで知己を得た一人の織物業者の秩父への移住が実現した。この織物業者によって、従来の玉糸から髪斗糸、撚糸への原糸の転換、より効率の高い織機であるボタン機の導入が図られた¹⁵⁾。その後も、各々の有力な織物業者によって新しい柄の研究が進められ、明治30年代には、野上村(現長瀬町)の紺、三沢村(現皆野町)の格子といった新たな意匠の織物が次々と製品化された。明治41年には、後に模様銘仙の技術に発展する解し捺染技術も考案された¹⁶⁾。また、経営の面では、一部の機業家は、家族労働力以外にも数人の女工を作業場に集めて、糸の染色や精練、整経から製織、整理までを自家で一貫して行うようになった。

大正6～8年の好況時には、とくに機業戸数の増加が著しいが、これは、この時期の織物需要の増加に工場が賃織を増加させることで対応したことによってもいわれている¹⁷⁾。この頃の機業戸数の経営形態の内訳をみると、大正6～8年にかけての機業戸数の大幅な増加は、たしかに賃織業者の増加によることがわかる(第4図)。また、不況時に大きく数を減らしているのも賃織業者であった。一方職工10人以上の機業戸数には、多少の増減はみられるものの、大きな変化はみられなかった。

2) 「織物工場」の発生と女工の実態

秩父郡内の機業者の中に工場を名乗る者が多く現れるようになったのは、明治30年代半ばのことであった¹⁸⁾。それらの創業年次は明治20年代半ばから明治30年代半ばにかけての時期に集中している(第2表)。「織物資料」によれば、女工を用いて織物を生産することは、すでに明治20年代以

第2表 秩父郡の織物工場(明治34~41年)

工場名	所在	創業年次	明治34	明治35	明治36	明治37	明治38	明治39	明治40	明治41
福島工場	大宮町	明治20	77							
藤(栄)工場	大宮町	明治31	10				10(0)	12(0)		
池田屋工場	大宮町	明治32	14				14(2)			
浅賀(吉)工場	大宮町	明治32	14				11(1)	13(1)		
柴崎工場	大宮町	明治28	12							
浅賀(久)工場	大宮町	明治33	10							
加藤弥平工場	大宮町	明治25~29	15	21				95(15)	43(5)	43(5)
関根米助工場	大宮町	明治26~27	22	26	25	13	24(1)	27(1)	28(1)	28(1)
賀代次郎工場	大宮町	明治27~28	18	18			36(2)	38(2)	42(3)	42(3)
井上重一郎工場	大宮町	明治26~29					11(1)	13(1)	14(2)	14(2)
久喜文十郎工場	大宮町	明治26~30	34	36	29	15	38(2)	44(1)	42(7)	42(7)
橋塚惣八郎工場	大宮町	明治29~31	23	23	20	12	22(1)	27(4)	20(1)	20(1)
斎藤弥吉工場	大宮町	明治29~31	14	17	16	11	10(0)	13(2)	15(1)	15(1)
浅見関太郎工場	大宮町	明治31	14				11(1)	12(1)	10(1)	10(1)
内田角之助工場	大宮町	明治27~32		17	16	12		18(3)	18(2)	18(2)
大久保三吉工場	大宮町	明治33	17				24(2)	27(2)	26(2)	26(2)
堀金造工場	大宮町	明治34					14(3)	16(3)	13(2)	13(2)
永田工場	大宮町	明治25					81(15)			
和田工場	大宮町	明治38					13(0)			
内田幸次郎工場	高篠村	明治5~18		19	17	12	20(2)	22(2)	25(3)	25(3)
浅見嘉次郎工場	高篠村	明治15~21	27	22	22	17	35(3)	38(3)	23(2)	23(2)
強矢房次郎工場	高篠村	明治19	19	18	16	16	16(1)	16(3)	24(3)	24(3)
大島織次郎工場	高篠村	明治25					11(2)	11(2)	10(1)	10(1)
栗島弥平工場	高篠村	明治25~30	28	22	22	17	27(5)	29(5)	27(8)	
水野造工場	高篠村	明治25~26	19	23	25	22	51(3)	51(3)	45(6)	45(6)
佐藤守太郎工場	高篠村	明治26	13				21(1)	21(0)	24(4)	23(3)
大島清吉工場	高篠村	明治27~32	21		15		15(0)	16(0)	14(1)	14(1)
萩原和平工場	高篠村	明治30					24(1)	18(2)	16(2)	
山澤徳太郎工場	高篠村	明治29~31			16	11	40(2)	40(2)	34(3)	24(3)
荒船清十郎工場	高篠村	明治30~33		56	50		85(5)	95(5)	100(7)	100(7)
橋本米太郎工場	高篠村	明治32	11			11	10(1)	10(1)	21(3)	21(3)
大平工場	高篠村	明治32					17(0)			
森下工場	高篠村	明治34					12(0)			
坂本鉄太郎工場	高篠村	明治34					11(1)	12(1)	11(1)	11(1)
橋本ヨネ工場	高篠村	明治30~34			16			12(0)	13(2)	13(2)
関根定吉工場	高篠村	明治25~35					11(1)	11(1)	11(1)	11(1)
大島平一郎工場	高篠村	明治32					60(0)	16(1)	16(1)	
内田寅次郎工場	高篠村	明治40					10(0)			
磯田卜ヨ上工場	高篠村	明治40							11(0)	11(0)
栗島桃作工場	高篠村	明治40							12(2)	12(2)
萩原万平工場	高篠村	明治40					24(1)		12(2)	12(2)
関口勝次郎工場	高篠村	明治40								11(1)
町田七十吉工場	横瀬村	明治15~30		30	26	16	42(3)	47(4)	59(4)	59(4)
町田彦十郎工場	横瀬村	明治15~34		20	18	11		26(1)	29(2)	29(2)
町田岩代八工場	横瀬村	明治18~31	17	20	21	13	25(2)	27(2)	34(3)	34(3)
加藤武市工場	横瀬村	明治28					14(0)	14(0)	13(0)	13(0)
斎藤鶴吉工場	横瀬村	明治29~33	11	17	16	11	13(0)	14(0)	12(0)	12(0)
橋本久保工場	横瀬村	明治30	24							
橋本工場	横瀬村	明治30		19						
若林榮太郎工場	横瀬村	明治30					16(1)	17(1)	20(1)	20(1)
斎藤卯吉工場	横瀬村	明治31	16				17(1)	17(1)	26(4)	26(4)
森田工場	横瀬村	明治33	11							
守屋好八工場	横瀬村	明治33					20(1)	42(19)	27(2)	27(2)
浅見清造工場	横瀬村	明治33					11(0)	12(0)	11(1)	11(1)
坂本善兵衛工場	横瀬村	明治33					15(1)	13(1)	37(5)	37(5)
新井吉吉工場	横瀬村	明治30~35		11			18(0)	19(1)	31(2)	31(2)
小松沢工場	横瀬村	明治34	11					22(1)		
阿佐美槌太郎工場	横瀬村	明治39							10(1)	10(1)
関口鉄五郎工場	皆野村	明治18~22	20	27	22	20	22(1)	25(1)	18(2)	18(2)
門平卯太郎工場	皆野村	明治28~30	20	20	18	11	14(1)	16(1)	18(2)	18(2)

こちらは一部に2階部分を持っていた。年次不明のものは主屋の脇に建てられ、坪数は76坪（内2階部分24坪）と、比較的小さなものであったが、明治44年建築のものは坪数327坪と大きなものだった。2階部分には女工を寄宿させたものであろうか。

大規模な工場では、大正中期から力織機の導入を始めるようになるが、小規模の工場では、高機や足踏織機を用いて職工に製織させる生産形態が昭和に入る頃まで続けられた。第2表によれば、多くの工場では10人～20人の職工が雇用されていた。職工の大部分は製織に携わる女工であった。柄物の絹織物では後発組に属した秩父地域では、製織、染色の技術や新たな織機、原料糸などに加えて、優良な女工の確保もまた、当初の重要な課題であったと思われる。そのために、同業組合においても、季節ごとの着衣、飲食物、宿舎の衛生、医療の標準の向上、休憩時間や休日についての取り決めを定めるなど、職工の待遇改善に意が払われていた²⁰⁾。織物業者が、競うように「織物工場」を名乗った背景にも、女工確保のためにふさわし

い外面を保つという目的があったかもしれない。

「織物資料」によれば、明治20年代以前に秩父郡内で雇われた女工は三多摩地域の出身者が多く、明治20年代以降、新潟、富山県からの雇用も増加した。明治40年代になると、郡内の出身者も雇用されるようになった²¹⁾。

現在、横瀬村に在住の平沼はるさんは明治35年（1902）に生まれ、17歳か18歳の頃から、旧国神村（現皆野町）の宮前工場に、女工として3年間勤めた。以下では、この平沼はるさんへの聞き取りから、織物工場での女工の労働の様子についてみることにしよう。平沼さんの記憶では、この頃一緒に働いていた「はたおり」は、10人程であったという。この他に、染色に携わる小僧がいた。年齢からみて、平沼さんが勤め始めたのは大正8年（1919）か9年頃のことであり、大戦景気の最中であった。宮前工場の創業とされている明治32年（1899）からはやや時期は下るが、県統計などで明らかでない限りでは、大正末期まで宮前工場の職工の人数は15名前後で、大きな変化なく推移している。平沼さんは、宮前工場に勤め始めたことを「国神村の宮前という百姓機屋へ3年季で奉公に出された。」という言葉で語った。「百姓機屋」との表現は、この家が農業を行う傍ら機屋を営んでいたためであるという。この家で行っていた農業の労働力が不足したときには、「はたおり」も農業の手伝いをしたという。「はたおり」達の仕事は勤務というよりはむしろ文字どおりの「奉公」であった。給金は継母に前渡しされていた。「はたおり」には「仕着せ」といって、夏冬1枚ずつの着物が支給された。休みは盆と正月のみであった。また、市の日には仕事は夕食前までで早終りとなった。

当時、平沼さんが織っていたのは、縞の夜具地であった。後に秩父は夜具地の一大産地となるが、県統計の生産量の細目によれば、当時は秩父郡では着尺が多くを占めていたから、宮前工場はどちらかといえば珍しい例であったといえる。製織の技術は機場の監督に厳しく指導されて覚えた。織機は、高機よりは能率がよい足踏織機であったが、これを用いて午前8時から午後9時まで織って

第3表 明治30年県税諸営業税台帳にみる絹織物業関係者

業目	業種	地区	人数
卸	屑糸繭商	山田	4人(4)
		栃谷	3(2)
		定峯	2(1)
売	糸繭商	山田	0
		栃谷	2(2)
		定峯	0
小	屑糸繭商	山田	5(4)
		栃谷	5(5)
		定峯	2(2)
売	糸繭商	山田	2(2)
		栃谷	4(4)
		定峯	0
製	織物	山田	83(66)
		栃谷	30(29)
		定峯	1(0)
造	舎密染	山田	5(3)
		栃谷	0
		定峯	0

(旧高篠村役場文書より作成)

注) 人数欄の()内には、明治30～36年の間に起業、または廃業届を提出した業者の人数を内数で示した。

も、1疋の織物を仕上げるのには当時の平沼さんには1日は必要であった。織機に懸ける糸は6疋分の巻物が単位であったが、5日以内にこれを織り上げないと、機屋の主人に怒られたという。秩父大宮町の市日(1・6の六斎市)に主人が自転車で直接大森商店や柿原商店に製品を納めに行っていたので、次の市日までの5日がひとつの区切りとなっていたのであった。

平沼さんのような年季奉公人の他に、1反当たりいくらかという契約で機織りに来ている「たんおり」という者もいたが、これらは、2～3日で6疋分を織り上げたという。

さて、平沼さんは、宮前での奉公が明けてからは、旧長若村(現小鹿野町)の親戚の家に世話になり、そこで養蚕や畑作を手伝いながら賃機を織った。この家には娘が2人おり、自家で育てた蚕から糸をとって、それを使って白絹を織っていた。絹は小鹿野の市へ持って行って売った。平沼さんは柄付きの友禅地を織って、横瀬村の坂善工場へ納めた。製品は坂善の小僧が集荷に来た。織機は、親戚の家で買ってくれたものを使ったが、織賃は親戚の家に支払われ、自分はその中から小遣いをもらっていた。

21歳の時、横瀬村の現在の家に養女に入り、婿をとった。養家は農家で、畑作の他、養蚕を春のみ小規模に行った。結婚後、横瀬村の中里という機屋の賃機をした。当時織っていたのは、布団地や縞の着尺地であった。

子供が生まれてからしばらくは、十分に時間がとれないので、賃織りをやめて豎糸の糸返しを請け負って行い、育児が一段落してから再び賃織りを始めた。最終的には農業に専念するために賃機は30歳代でやめた。

工場で一人前の仕事ができるようになった「はたおり」は、年季を終えた後も織物生産に携わった。しかし、専従業者ではなく、家庭の主婦であったり、家業の農業の労働力でもあったのである。

3)小規模織物業者の実態

明治30年(1897)の旧高篠村「県税諸営業税台帳」

には、多くの織物業関係者がみられる(第3表)。高篠村の製造業者で織物を本業としている者として、山田村83名、栃谷村30名、定峯村1名の計114名が記載されている。この他に舎密染5名、屑糸繭卸売商9名、屑糸繭を扱った小売商が12名記載されている。糸繭商と記載された卸売商が2名、小売商が6名あった。台帳が作成された前年の明治29年には、「営業税法」が公布され、主要な営業業者には国税営業税が賦課されるようになり、県税の営業税はそれら以外の零細規模の業者に課されることになったから、第3表に示された業者は、いずれも中小規模の経営を行った者であったといえる。ここに示された織物製造業者、舎密染業者は、いずれも製造業10等から16等に属していた。卸売り業者は11等から14等、小売業者は13等から15等の間に属していた。当時の高篠村の現住戸数が400戸余りであったから²²⁾、高篠村における中小規模の織物業関係者の割合は極めて大きいものであったといえる。中でも山田地区に非常に多かったことがわかる。

台帳が更新された明治37年(1904)までの間に起業、廃業が届け出られた場合には、その年月も記載されている。この台帳が作成されてから次の台帳が作成されるまでの間には7年の期間があるが、その間を通じて営業を続けた者は多くはない。このことは、これらの業者の零細さをうかがわせるとともに、それらが織物に専従した者ではなく、景気の変動や自家の事情が許す範囲で織物業に携わった者であったことを想定させる。

横瀬村で織物業を経営した若林佐市さんの記録である『持田ヶ沢今昔記』には、そのような中小規模の織物業者の様子がいくつか記されている²³⁾。

横瀬村のある織物業者は、母、妻、子供達の家族のみの労働力をもって、明治末期から機屋を経営していた。大正2年(1913)～3年の不況の際には経営に行き詰まって、家屋敷が秩父町の原料糸商に渡ってしまったが、大正6年頃の大戦景気の際に再び織物業を始め、坂善工場の下機として、座布団地を製織した。大正9年の反動不況では、

またも大きな負債を負って、財産は秩父町の原料糸商に差し押さえられた。

この事例では、中小業者が景気の変動に従って開業、廃業を繰り返す様子が窺える。大正期は経済の変動の激しい時期であったので、とくに激しい浮き沈みの様子がみられる。経営に行き詰まって負債が生じた際には、財産が秩父町の原料糸商に渡っている。『持田ヶ沢今昔記』には、他にも不景気によって潰れて、原料糸商に財産を差し押さえられた事例が2例収められている。その内の1事例では、生産した織物を原料糸商に納入していた。絹織物生産に必要な経費の内、80%近くは原料糸代で占められていた(第4表)。中小規模の織物業者では、糸代を原料糸商に借りる形で原料糸を仕入れていた者も少なくなかったであろう。労働力は家族のみであったので、織賃等の問題はなかった。妻は足利から横瀬村の織物業者へ女工として来ていた女性であり、自らの製織に加えて、子供達に製織の技術を教育するという点で重要な役割を果たしたと思われる。

若林さん自身は、事業の継続に成功した例である。若林さんは、大正14年(1925)に織物業を創業した。最初の経営形態は、自身が糸を仕入れ、整

経までを行ってから賃機へ出すというものであった。創業に必要な資金は、横瀬村の有力な業者であった坂善工場から借りた。原料糸は叔父に保証人となってもらい、秩父町に出張所を設けていた前橋の原料糸商から購入した。整経に必要な整経機1台、枠立台1台は創業以前の数年間奉公した織物業者の主人からもらったものであった。昭和2年(1927)の年末までには、足踏織機を4台購入し、3名の女工と2名の男子の職工を雇い入れて自家で製織を行うようになった。最初に雇い入れた女工は名栗村の出身で、そのついで後にも名栗村から女工を多く得ることができたという。昭和4年には工場を拡張して、足踏織機を8台に増設した。さらに、昭和6年には1馬力の電動機をとりつけ、足踏織機を自動織機化するまでに至った。

若林さんの場合、創業に至るまでに奉公の形で織物関係業に携わっていたことがあり、織物業開業にあたっては、その後の経営に際しても、その頃の経験と人脈とが奏効していたと思われる。若林さんは高等小学校を卒業後すぐに、秩父町の原料糸商に小僧奉公した。その際には織物業者を回って織物を集める仕事に従事した。その後、坂善工場に奉公した。ここでは、職工の勤務表を付けたり、賃機を回って織物を集めた。この坂善工場の経営者の家とは、実家の2代前の当主が婚姻関係を結んでいたこともあり、親しい間柄であったことも、織物業を経営するにあたっては有利に働いたといえるかもしれない²⁴⁾。一時的にはあるが、伊勢崎在毛呂(現伊勢崎市茂呂)の染色業者へ奉公したこともあったという。その後、同じ横瀬村の織物工場に住み込みで奉公した。この家には、若林さんの姉も女工として奉公し、後に嫁に入った。若林さんが奉公を始めたのもこの縁が契機となった。

また、技術や製品の販売に関しては、自分よりも経験豊かな近隣の織物業者や、取引のあった原料糸商の番頭などに指導を受けることができたのも貴重であったという。

第4表 大正中期の秩父郡における織物1反当たりの製造費用
 <単位：円>

	大正5	大正6	大正7	大正8	大正9	
平	糸代	2.833	3.750	4.150	6.724	4.010
	糸返代	0.060	0.075	0.295	0.287	0.230
	練糸代	-	-	-	-	0.160
	職工賃	0.325	0.470	0.790	0.947	0.940
	糊付整理代	0.080	0.095	0.190	0.183	0.190
絹	雑費	0.120	0.155	0.178	0.433	0.680
	計	3.418	4.545	5.603	8.574	6.210
太	糸代	3.135	4.230	5.951	10.075	7.140
	糸返代	0.060	0.075	0.235	0.300	0.395
	練糸代	0.600	0.730	0.663	0.913	0.720
	職工賃	0.450	0.695	1.187	1.700	1.670
	糊付整理代	0.110	0.140	0.217	0.233	0.367
織	雑費	0.230	0.300	0.297	0.500	0.600
	計	4.585	6.170	8.500	13.721	10.892

(「埼玉県統計書」各年版の「織物製造景況の二」より作成)

Ⅳ むすびにかえて

明治30年に改正された秩父絹織物組合の規約には、次のような条がある²⁵⁾。

- 第三十條 秩父縞同生絹ノ販路ヲ拡張センカ為メ
絹織物売買市場ヲ埼玉県秩父郡大宮町
ニ設置ス
- 第三十一條 市場ノ定日及開閉時間ハ佐ノ如シ
定日 一日 六日 十一日 十六日
二十一日 二十六日
時間 午前六時午後五時閉場 但シ開閉時間ハ
伸縮スル事アルベシ
- 第三十二條 開市定日ニハ必ス市場ニ於テ売買スル
モノトス、其開場中ハ自宅又ハ路傍ニ
テ売買セサルモノトス
- 第三十三條 市場見世割其他ノ事項ハ事務所ノ定ム
ル所ニヨリ売買人ハ之ニ異議ヲ申立ツ
ル事ヲ得ス
- 第三十四條 本組合員ハ会議ノ定ムル所ノ見世割料
及証紙料検査料ヲ納ムル者トス

ここに掲げたのは、市場の設置とその取締法についての条文の一部である。明治中期に復活した絹織物産地では旧来の市場が単なる取引の場としてのみでなく製品の品質保持のための検査の場として注目されるようになったといわれている²⁶⁾。条文をみると、確かにそのことも窺われるが、江戸時代の市場の掟と類似点がまず目をひく。江戸時代後期に、その掟を逸脱する取引きがみられるようになったとき、これを阻止して自らの存在基盤を守ろうとした者たちの系譜が、この時期においても依然町にあったことが窺われる。同時に、彼らは江戸時代後期に村方で生産される絹の規格の統一を図って、秩父絹の販路を確保し、広げようとした者たちの系譜を引いていた。明治中期の一連の産地の変革は彼らの主導のもとに始められたものであった。

有力な工場経営者の中には、織物業を創業する以前には農村部にあって、商業活動を行っていた

ものがあったことが確認された。その経営の内容は今のところ不明であるが、彼らが農村部に居住して織物を集荷していた「機元」の系譜を引くことも十分に考える。また、明治中期にあっては零細な織物生産者の存在が窺われた。

大宮郷の商人や農村部の有力者たちは織物同業組合の発起にも関わったが、何よりも、先進地に学びつつ、織物技術の改良に積極的に取り組んだ点で重要な役割を果たした。彼らは、自宅の一部に数台の織機を設置し、そこに職工を集めて製織を行うという生産の方法を取り入れた。このような方法は、従来よりも複雑な模様を織り込んだ織物を、品質を保ちつつ能率的に生産するために不可欠であった。女工は、当初三多摩地域や桐生、足利など機業の先進地から雇用された。優良な職工を確保するために同業組合でも待遇の改善が議論されるなどしたが、全国的に労働者の労働条件改善が注目され、工場法の制定に向けた動きが進みつつあった当時に、機屋が「工場」を名乗るようになったことは、他地域から女工を求めるための方策のひとつであったとも考える。そうして集められた女工たちの内の何人かは婚姻などによって秩父に定着し、また、秩父地域からも工場に奉公に出る女子が増加して、地域内に、工場で要求されるだけの製織技術を身につけた女性が増加した。工場は織物生産の場であるとともに、優秀な機織職人を育成して地域内に拡散する役割をも果たしていたかのようであった。この方法は、秩父地域の多くの人々の生活を変えた。大正期半ば頃には十歳代の内に数年工場に勤め、製織技術を修得してから結婚する、というひとつの人生のコースが定着したと思われる。こうした女性たちは、家業の合間に賃機を織るなどして、着実に秩父地域の織物業の底辺を支えた。

このような優良な女性労働力の広がりを基盤として、織物業の経営も多様化した。専業の大工場がますます専門化、大規模化を進めたのはもちろんであるが、工場や染色業者、原料商などに奉公する内に経験と人脈とを得て、自ら織物業を創業した小規模業者も増加した。その際、妻も労働力

となって、経営を助けることもあったようである。ある者は賃織りをし、ある者は工場の下機として下請生産を行い、またある者は小さいながらも自立した経営を行うなど、織物業との関わり方もさまざまであった。大正中期の秩父地域の織物業の隆盛は、国内織物市場の好況の影響もあったが、その好況に応じて生産を拡大することができたのは、このような賃織業者を含む小規模織物業者の成立を背景としていた。

もちろん、秩父町の買継商や大工場経営者の役割を過小視するものではない。しかし、このように地域内に広く技術が行き渡り、それぞれがさまざまな形態で織物生産に関わっていたのが、明治～大正期における秩父地域の織物業の特徴ある一側面であり、その発展的展開を支えた要因のひとつであったと考える。

山間に立地している秩父地域の村は、伝統的にさまざまな生業を組み合わせて生計を成り立たせてきた。しかも長い期間に渡ってある特定の産業に特化することがなかったこともまた、秩父地域の村々の特徴であったといえる。こうしてみれば、幕末～明治初期に養蚕を行うことから得られる商品の内から生糸を増産することを選んだ農民と、大戦景気の時期に織物業に手を染めた者との行動の論理は非常に似通っているといえる。大宮郷の商人の行動もそうであったが、新しい経営法、新しい技術、あるいは、新しい「思想」などを迎えた新しい時代になったからといって、別のステージに移るようにすべてが変わるものではないということがいえないだろうか。

以上の検討を通じて、織物産地の展開を単純な構造に模して描くことの困難さと危うさを示すことはある程度できたかと思うが、それではどのように捉えるのが適当か、という答えはまだみつけられていない。そのためには個別的な実態の把握をさらに深める必要がある。たとえば、有力織物業者が創業以前に営んでいた商業の内容については未確認であるし、地主でもあったという彼らの農業経営の実態も明らかにはされていない。他地域からの女工の秩父地域への定着なども、より

客観的な資料によって示される必要があると思われる。問題のみ多く残された観があるが、他日の課題としたい。

付 記

本稿作成のための現地調査の際には、現在および過去に織物業を営まれた方々、織物工場に勤められた方々をはじめ、秩父市、横瀬町の多くの方々の暖かいご協力をいただきました。横瀬町歴史資料館、秩父市立図書館には史料閲覧と調査の便宜をありがとうございました。また、筑波大学第一学群人文学類の滝野規子さん、植松久美子さんには、調査と資料整理に協力していただきました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

注および参考文献

- 1) 柿原謙一(1936)：江戸に於ける秩父絹，埼玉史談 7-5，7～29。
- 2) 埼玉県(1954)：『武蔵国郡村誌』第7巻，埼玉県立図書館。
- 3) 埼玉県秩父繊維工業試験場他編(1955)：『秩父織物変遷史』，91～102。
- 4) 中嶋則夫(1994)：定峰における新興地主の成長とその地域的背景，歴史地理学調査報告，6，29～41ページ。
原田洋一郎(1994)：小森谷山集落における山残利用と生業形態—両神村小森煤川集落を中心として—，歴史地理学調査報告，6，43～56ページ。
- 5) 埼玉県内務部勸業課(1909)：「埼玉県秩父絹白木綿織物業資料」，4ページ。
- 6) 『秩父織物工業組合史』，ここでは、柿原謙一編(1995)：『秩父地域絹織物史料集』所収のものを引用した。
- 7) 秩父市立図書館所蔵「旧高篠村役場文書」。山田村連合戸長役場の管轄範囲は、山田村、栃谷村、定峯村であった。
- 8) いずれも聞き取りによる。
- 9) 旧高篠村役場文書「明治三十年 県税諸営業税台帳」。なお、山田村、栃谷村、定峯村の3ヶ村は明治22年(1889)に合併して高篠村となった。
- 10) 山田村、栃谷村、定峯村のいずれにも、同一人物で1期には「工業税」と記載され、2期には「職工税」と異なった記載がされている例が多かった。これがどのような実態を表しているのかは不明であるが、この中に織物業者が含まれていた可能性もあると思われる。

- 11) 前掲3), 117ページ。
- 12) 秩父織物同業組合では、絹織物組合の時代には義務とされていなかった、秩父郡内の織物業関係者の強制加入を義務として定めていたこのような組織ができたことによって、これ以降の秩父郡の統計数値については一応の信頼性を期待できるものとする。それ以前の年次では、明治17年(1884)の埼玉県統計書から、すでに郡別の織物生産量、機業戸数が記載されているが、当初の統計書では、秩父郡に関しては「調査未了」あるいは「事実不詳」となっており、数値が明らかではない。明治20年には、初めて秩父郡に関する数値がみられるが、この年次における製造業者としてはただ1戸、秩父物産会社があげられているのみである。その後明治26年までは、秩父物産会社の生産高が秩父郡の生産高として取り上げられていたり、秩父物産会社の生産高が秩父郡全体の数値を上回っている場合もある。明治27年から明治32年までは郡別の統計が再び掲載されなくなっているなど、この時期までは、県統計の信頼性は極めて安定度を欠き、検討の材料に供することは困難である。
- 13) 県統計書によれば、明治33(1900)、明治34の両年の機業戸数はともに4160戸と記載されている。1902年の機業戸数は1733戸であり、それ以降の機業戸数も10年以上にわたってほぼ2000戸以下で推移している。この間に画期的に合理的な技術の導入がみられなかったにも関わらず、絹織物の生産量がむしろ増加していることを考えると、明治33年、明治31年の統計書の数値は大きすぎると考えられる。同業組合発起許可申請に際する明治33年6月付の調査資料には、明治28年～明治32年までの絹織物生産高と、明治33年当時の同業員の員数が記載されている。これによれば、明治33年の機業戸数は1363戸となっている。むしろこの時期の機業戸数としてはこちらの値の方が適当な数値のように思われる。
- 14) 大蔵省編(1935)：『明治大正財政史』第7巻、1957年復刻、経済往来社、767～854。
- 15) 前掲3), 107ページ。
- 16) 前掲3), 163～164ページ。
- 17) 田村均(1987)：『昭和恐慌下の秩父織物業—工業組合の成立と産地再編成—』、地理学評論, 60(Ser.A)-4, 219～220。
- 18) 県統計書にみられるそれ以前の秩父郡内の織物工場としては、秩父織物物産会社工場に起源を持つ大宮町の福島工場、名栗村の秋津工場、白鳥村(現長瀬町)の雨宮工場があるのみであった。
- 19) 前掲6), 19ページ。
- 20) 前掲6), 20ページ。
- 21) 前掲20)。
- 22) たとえば、明治31年度埼玉県統計書によれば、高篠村の現住戸数は419戸であった。
- 23) 若林佐市(1991)：『持田ヶ沢今昔記』、自家出版。これは、若林佐市さんが綴っていた日々の記録をまとめたものであり、公的な記録には残りにくい地域の実状が多く収められている。
- 24) 秩父地域では、血縁関係にある織物業者への結束が固かったことが指摘されている。前掲17), 221ページ。
- 25) 前掲11), 122～123。
- 26) 田村均(1994)：『明治二十年代における所沢飛白の製品改良と坪買い—織物市場の設立とその閉鎖をめぐって—』、所沢市史研究 17, 5ページ。